

「県のたより」広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、神奈川県政策局広告掲載事務取扱要領第3条の規定に基づき、広報紙「県のたより」への広告掲載について必要な事項を定めるものである。

(掲載基準)

第2条 神奈川県広告掲載要綱第2条に掲げるもののほか、次の各号に定めるものは、広告に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの

イ 神奈川県政策局の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

ウ 県外の観光・誘客施設の広告や住宅・宅地の広告など、本県の地域振興施策と整合しないもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現

イ 射幸心を著しくあおる表現

ウ 虚偽の内容を表示するもの

エ 法令等で認められていない業種・商法・商品

オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

カ 責任の所在が明確でないもの

キ 広告の内容が明確でないもの

ク 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような誤解を与えるおそれのあるもの

ケ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。